

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定 (県政情報公開室)	一
○平成二十一年宮城県告示第九百三十一号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)の一部改正 (同)	二
○認証食品の認証 (食産業振興課)	二
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課)	二
○飼料試験結果の公表 (畜産課)	二
○保安林の指定の予定 (森林整備課)	四
○道路の区域変更 (道路課)	四
○道路の供用開始(四件) (同)	四
公 告	
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧(二件) (農村振興課)	五
○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課)	六
教育委員会	
○教育委員会臨時会の開催 人事委員会	六
○公開口頭審理の開催	七
正 誤	
○宮城県公報第二七九四号(平成二十八年九月二十三日付け)中	七
○宮城県告示第五十三号	

告 示

情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。)第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、平成二十八年宮城県告示第三十一号(情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定)は、廃止する。

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

仙台臨海鉄道株式会社

阿武隈急行株式会社

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

公益財団法人宮城県環境事業公社

公益財団法人宮城県文化振興財団

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

公益財団法人暴力団追放推進センター

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

一般社団法人東北地域医療支援機構

公益財団法人宮城県腎臓協会

株式会社テクノプラザみやぎ

公益財団法人みやぎ産業振興機構

宮城県信用保証協会

公益財団法人宮城県国際化協会

一般財団法人みやぎ産業交流センター

株式会社仙台港貿易促進センター

宮城県漁業信用基金協会

公益社団法人みやぎ農業振興公社

公益財団法人翠生農学振興会

公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

一般社団法人宮城県畜産協会

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

一般社団法人宮城県林業公社

一般財団法人みやぎ建設総合センター

公益財団法人宮城県フエリー埠頭公社

宮城県開発株式会社

塩釜港開発株式会社

仙台空港鉄道株式会社

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団

公益財団法人宮城県体育協会

二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等

一般財団法人宮城県地域医療情報センター

一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会

公益社団法人宮城県精神保健福祉協会

一般社団法人宮城県農業会議

○宮城県告示第五十四号

平成二十一年宮城県告示第九百三十一号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月二十四日から施行する。

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「社会福祉法人宮城県社会福祉協議会」の次に「一般社団法人東北地域医療支援機構」を加える。

○宮城県告示第五十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地
------	----	----------------	-----------------	----------

安全性に関する検査

平成28年11月収去

百八十八、二百五十九、二百二十	農産物漬物	豊屋食品工業株式会社	豊屋食品工業株式会社	柴田郡柴田町大字下名生字八劍二十番地
百八十八	みやぎの純米酒	JR東日本東北総合サービス株式会社	仙台伊澤家勝山酒造株式会社	仙台市泉区福岡字二又二五番地一〇
二百八	しそ巻き（みそ）	株式会社七福	株式会社七福	大崎市三本木字西沢一八番地

二 認証年月日

平成二十九年一月十七日

○宮城県告示第五十六号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年一月二十四日から平成二十九年二月七日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十九年一月十二日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第五十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十八年十一月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	栗原市志波姫堀口源光四二番二地先から 同市志波姫堀口源光四七番二地先まで	平成二十九年 一月二十四日

○宮城県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	中田栗駒線	栗原市栗駒里谷白山無番地先から 同市栗駒岩ヶ崎神南八三番一地先まで	平成二十九年 一月二十五日 正午

○宮城県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四六号	登米市中田町石森字駒牽四〇三番五地先から 同市中田町石森字駒牽四〇六番二地先まで	平成二十九年 一月二十四日

公 告

○県管伊豆沼2工区地区土地改良事業農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業（排水対策特別型）計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見を提出することができる。

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県管伊豆沼2工区地区土地改良事業農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業（排水対策特別型）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年一月二十四日から平成二十九年二月二十一日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び栗原市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年二月二十一日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八七-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼一五〇-15

電子メールアドレス etitmnbkt@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、登米市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○県管七ヶ浜地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見を提出すること

とができる。

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県宮七ヶ浜地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））

変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年一月二十四日から平成二十九年二月二十一日まで

三 縦覧場所

七ヶ浜町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年二月二十一日

2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 千九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通兩宮町四―十七

電子メールアドレス s d s g s i n k k s @ p r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませす。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、七ヶ浜町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

多賀城市留ヶ谷二丁目百四番一、百十五番一、百五番一の一部（第一工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番一 号

ナイスホーム株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

登米市南方町新丸ノ内四十九番、五十番、五十一番、五十二番、五十二番一、五十三番、五十四番、五十五番、五十六番、五十七番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、六十二番、六十三番、六十四番、六十五番、六十六番、八十四番（第一、第二工区）

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

代表者 株式会社コメリ

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

代表者 株式会社コメリ

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の臨時会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十九年一月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日 時 平成二十九年一月三十日 午後四時

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 第二期宮城県教育振興基本計画（案）について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

一 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

二 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二一二二一三六一)

人事委員会

〇宮城県気仙沼向洋高等学校勤務只野浩二に対する平成二十七年九月三十日付け分限処分について、第一回口頭審理を次により行う。

平成二十九年一月二十四日

宮城県人事委員会

一 日時

平成二十九年二月二十三日 午前九時三十分

二 場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名限り交付します。

なお、傍聴者の入場は、午前九時からとします。

正 誤

〇宮城県公報第二七九四号(平成二十八年九月二十三日付け)中

ページ 段

四 下

行

後ろか
ら一一

宮城県採用委員会規則第二号

正

宮城県採用委員会規則第一号

誤